

入国制限措置の延長に関するギリシャ政府の発表

2020年8月31日
在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ政府の発表によると、新型コロナウイルス感染症対策として、以下の入国制限措置が9月15日まで延長されるとのことです。

■ギリシャへの入国制限と緩和対象国（延長）

現在、ギリシャ政府は非EU諸国からの入国制限を行っており、日本をはじめとする新規感染が抑えられている一部の国の居住者に対してのみ、例外として制限を緩和しています。9月1日から15日までの間、引き続き同入国制限措置が継続されることが発表され、緩和対象国は11か国（日本、豪州、カナダ、ジョージア、ニュージーランド、韓国、ウルグアイ、ルワンダ、チュニジア、タイ、アラブ首長国連邦）となっています。

上記の国々の居住者については、事前電子申請は必要ですが、事前PCR検査の義務は設けられていません（アラブ首長国連邦を除く）。ただし、空港では一定の割合でサンプリング検査が行われています。

また、上記以外でもイスラエル居住者についても、事前電子申請と事前PCR検査を行うことでギリシャへの入国が認められています。

【上記以外に入国制限対象の例外となる者（書類で証明する義務あり）】

（1）EU・シェンゲン協定加盟国に滞在許可を有する者、（2）EU・シェンゲン協定加盟国民及びその配偶者、同棲者、未成年の子、（3）医療関係者、（4）政府団、外交団、国際・EU・人道的・軍事・法執行機関構成員、市民保護省構成員等、（5）輸出入業関係スタッフ（船員、航空クルー、トラック運転手等）、高齢者・障害者を介護する者、農業季節労働者、（6）大学生、（7）トランジット旅行者、（8）ギリシャ在外公館発行の許可を得た者。

■トルコからの入国制限（延長）

9月15日までの間、トルコからの航空便の運航を禁止する。また陸路での入国を禁止する。例外は（1）ギリシャ国民、ギリシャ滞在許可保有者、（2）国際貨物トラック、（3）貨物船、（4）陸路での真に必要な職業上の移動で、それを書面で証明できる場合で、かつ事前電子申請と事前PCR検査が必要。

なお、現時点ではギリシャ政府からの発表が確認できていませんが、引き続き、海路からの入国も制限され、航空機運航制限についてはトルコからの便だけでなく、トルコ行きの便も制限対象となるものと思われます。

■ギリシャへの渡航は今一度、慎重にご検討ください

現在、日本政府はギリシャへの渡航について、引き続き、感染症危険情報「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」を発出しています。

感染拡大にともないギリシャ政府は次々と新たな規制を発表しており、更には発表と実際に運用されている措置が異なるケースも散見されます。規制やフライトキャンセル等で、旅行自体を中断・中止せざるを得ないリスクもあり、また経由地の規制変更で引き返さざるを得ない状況も発生しています。また、ここ最近のギリシャでの感染拡大にともない、ギリシャからの旅客に対して制限を加える諸国も出てきています。ギリシャへの渡航は、今一度、慎重にご検討ください。

在ギリシャ日本国大使館

電話：210-670-9910、9911

F A X：210-670-9981

H P：http://www.gr.emb-japan.go.jp

メール：consular@at.mofa.go.jp